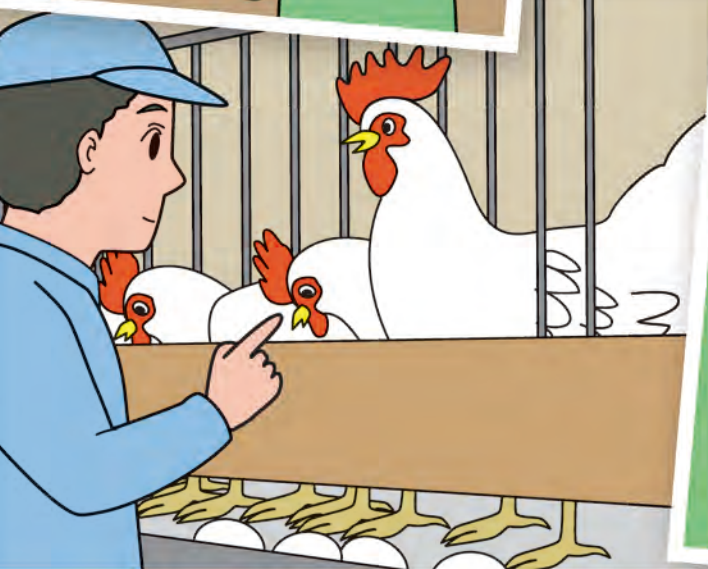


農業分野における
**外国人
技能実習制度**
の概要



一般社団法人 全国農業会議所

2021年



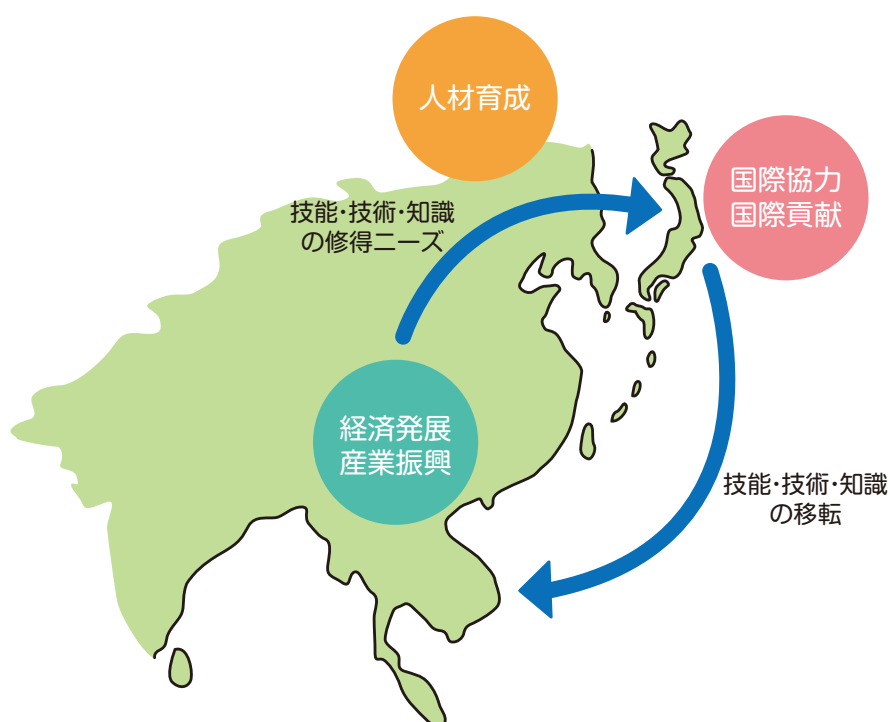
- わが国における外国人の研修・技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として、企業による外国人研修生の受入が始まりました。
- 1990年（平成2年）に研修制度が改正され、1993年（平成5年）には、外国人研修生が研修終了後、雇用関係の下で、より実践的な技能等の修得・習熟を可能とする「外国人技能実習制度」が創設されました（農業は平成12年）。
- その後、外国人の研修・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われるなどの不適正事例なども発生したので、制度の適正化をはかるための見直しが行われ、2009年（平成21年）7月に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を一部改正し、在留資格「技能実習」の創設など、旧制度が2010年（平成22年）7月1日から施行されました。
- しかし、外国人技能実習生に対する不正行為は依然発生し、一方で受入側から実習期間の延長などの要望があり、国は技能実習制度の抜本的な見直しを行い、2016年（平成28年）11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が成立し、2017年（平成29年）11月1日から、現行の技能実習制度が施行されています。
- 2019年（令和元年）4月1日からは、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく、「特定技能」が創設されました。

目次

I 外国人技能実習制度の趣旨・概要	3
II 外国人技能実習制度の仕組み	4
1. 制度見直しのポイント	4
2. 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ	4
3. 技能実習の区分と在留資格	6
4. 技能実習生の受入れ	7
5. 技能実習生の活動	9
6. 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割	9
III 外国人技能実習生の受入手順	12
1. 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ	12
2. 技能実習生の募集・選抜・雇用契約締結等	12
3. 技能実習生の要件・在留手続	13
4. 技能実習計画の作成と認定及び履行・確認	14
5. 「技能実習計画」の作成にあたって	15
6. 技能実習制度でできるようになったこと（2017年9月～）	16
7. 労働関係法令等の遵守	16
8. 技能実習生の保護と罰則規定	18
IV 外国人技能実習生受入れ実態調査における優良事例等	20
V 新たな外国人材受入れ制度（特定技能）	21
VI 農業技能実習評価試験（初級、専門級、上級）の概要	22

I 外国人技能実習制度の趣旨・概要

- 開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成するために、先進国の進んだ技能・技術・知識（以下、「技能等」）を修得させようとするニーズがあります。
- わが国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、各産業の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」があります。
- この制度は、外国人技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、わが国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。
- 農業分野においても全国の農業生産現場で多くの技能実習生を受け入れており、耕種農業や畜産農業の技能実習が行われています。
- 「技能実習法」が制定され、制度の趣旨は一層明確化されました。また、「外国人技能実習機構」を創設し、制度の適正化と技能実習生の保護のため、制度全般の監督・指導を行っています。
- 技能実習法の目的は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護であり、人材育成を通じた国際協力です。また、技能実習は労働力の需給の調整手段として行ってはなりません。
- 技能実習期間は最長5年とされ、外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に基づいて、技能等の修得・習熟・熟達を図られます。



II

外国人技能実習制度の仕組み

1 制度見直しのポイント

制度見直しのポイントは、外国人技能実習の適正な実施と技能実習生の保護です。

技能実習法において、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構が認可法人として新設されました。併せて、技能実習生の保護強化が行われ、技能実習生に対する人権侵害行為等には、禁止規定と罰則規定を設けるとともに、技能実習生保護に関する措置を講じています。

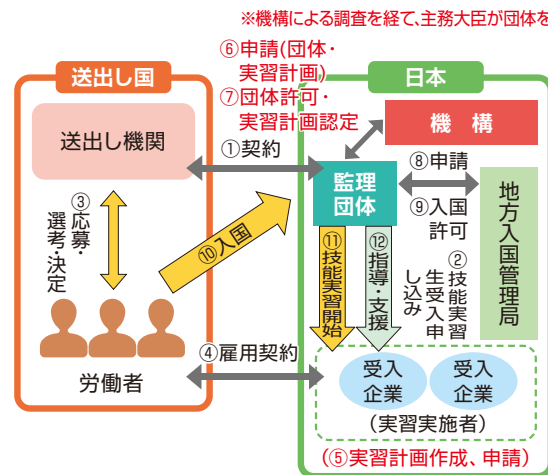
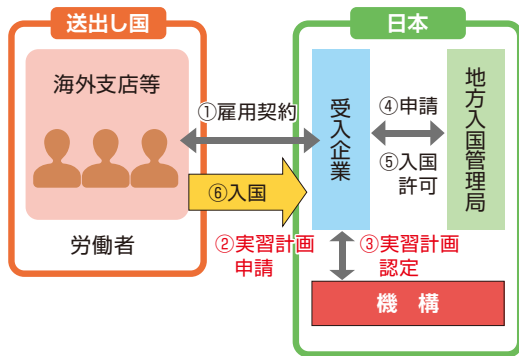
2 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ

技能実習制度の受入機関別のタイプ

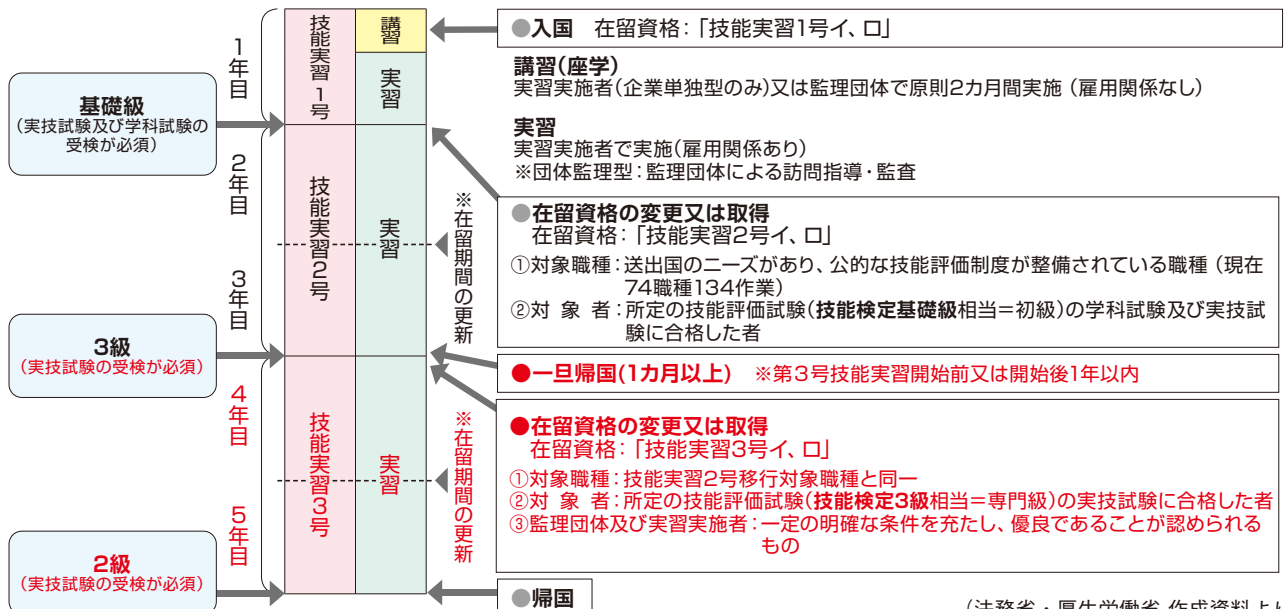
※新制度の内容は赤字

企業単独型 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

団体監理型 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



(法務省・厚生労働省 作成資料より)

技能実習2号・3号への「移行対象職種・作業」(農業)

① 移行対象職種・作業(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業	「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」
畜産農業	「養豚」「養鶏」「酪農」

② 対象となる作物・生産物

■ 耕種農業で生産される作物例(ただし、施設園芸の場合は温室やビニルハウス等の施設を利用し、畑作・野菜の場合は畑(露地)で栽培する作物であること)

① 穀物〔米(水稲、陸稲)を除く〕

- 1) 麦類
- 2) 豆類……ダイズ、ソラマメ、インゲンマメ、アズキ、ササゲ、ラッカセイ、エンドウ、リョクトウ、その他の豆類
- 3) イモ類…サツマイモ、パレイショ、サトイモ、ヤマノイモ、その他のイモ類
- 4) その他…アワ、ヒエ、キビ、ソバ、トウモロコシ、モロコシ、雑穀類

② 工芸作物

- 1) 繊維・紙・敷料…ワタ、アサ、アマ、コウゾ、ミツマタ、イグサ、その他の繊維・紙・敷料
- 2) 油料………ナタネ、ゴマ、その他の油料
- 3) 嗜好料………タバコ、茶、ホップ、その他の嗜好料
- 4) その他………サトウキビ、テンサイ、コンニャク、クズ、ハッカ、その他の工芸作物

③ 野菜

- 1) 果菜類……キュウリ、メロン、マクワウリ、シロウリ、スイカ、カボチャ、トウガン、ユウガオ、ヘチマ、レイシ、ハヤトウリ、トマト、トウガラシ、ピーマン、ナス、イチゴ、オクラ、その他の果菜類
- 2) 葉茎菜類…ハクサイ、キャベツ、ハナヤサイ、ブロッコリー、メキャベツ、ネギ、タマネギ、アサツキ、ラッキョウ、ニンニク、ニラ、セルリー、パセリー、ハマボウフウ、レタス、ウド、ミョウガ、シソ、ミツバ、セリ、シュンギク、フキ、シヨクヨウギク、ハウレンソウ、アスパラガス、ジュンサイ、タケノコ、タカナ、その他の葉茎菜類
- 3) 根菜類……ダイコン、ニンジン、カブ、テーブルビート、ゴボウ、ゴボウアザミ、ショウガ、ハス、クワイ、ワサビ、オニユリ、ヤマユリ、その他の根菜類
- 4) 施設で栽培されたキノコ類

④ 果樹(木本性植物の果実及び苗木)

ミカン類、リンゴ、ブドウ、カキ、ナシ、モモ、クリ、クルミ、その他の果樹

⑤ 草花

- 1) 切り花…1・2年草(ストック、キンギョソウ等)、宿根草(キク、カーネーション等)、球根類(フリージア、チューリップ等、花木(バラ、ユキヤナギ等)
- 2) 鉢物(盆栽を除く)……鉢花(シクラメン、ペゴニア等)、観葉植物(ゴムノキ、ドラセナ等)、洋ラン類(カトレア、ハンビジウム等)

3) 芝

⑥ 他に分類されない作物 飼肥料作物、採種用作物

■ 畜産農業(養豚、養鶏、酪農)で生産される生産物例

① 養豚

種豚、肉豚(3カ月齢以上)、子豚

② 養鶏

採卵鶏、鶏卵

③ 酪農作業

- 1) 種牛(18カ月齢以上)
- 2) 乳用牛 雌成牛(18カ月齢以上)、雄子牛(18カ月齢未満)、雌子牛(18カ月齢未満)
- 3) 生乳

施設園芸………温室やビニルハウス等の施設を利用して行う園芸作物の栽培作業

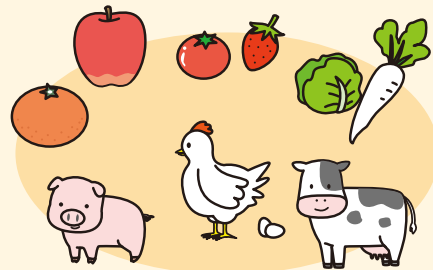
畑作・野菜……畑(露地)で行う作物を組み合わせた周年栽培作業

果 樹………果樹園(温室等の施設利用を含む)を利用して行う果樹(その果実が食用に供される永年作物)の周年栽培作業

養 豚………豚を家畜として飼養する作業(繁殖作業、育成作業、肥育作業を含む)

養 鶏………採卵鶏(うずら、アヒル等は除く)の飼養及び採卵作業

酪 農………乳牛(将来の搾乳を目的とする子牛を含む)の飼養及び牛乳の生産作業



3

技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）に分けられます。

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能実習評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。

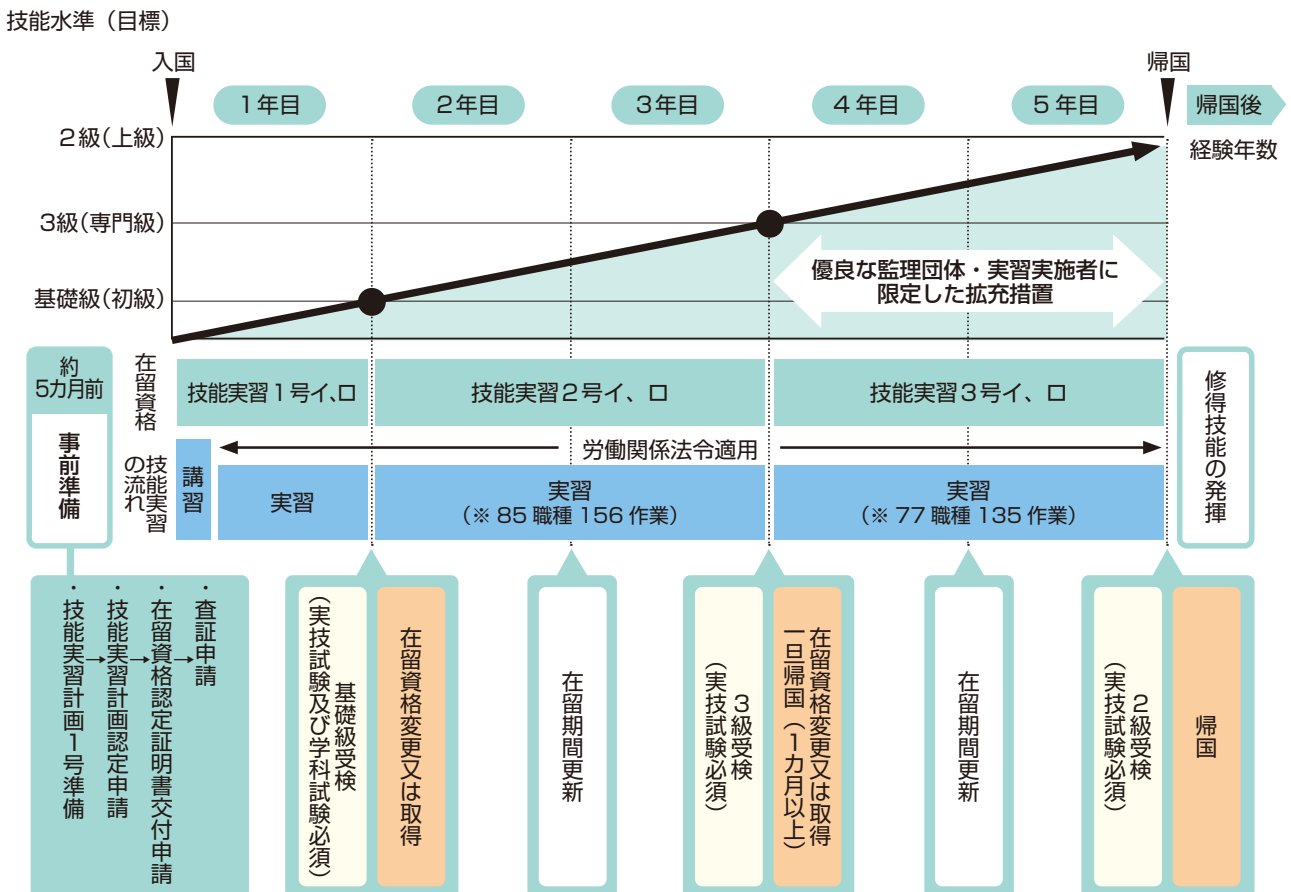
※第1号技能実習から第2号技能実習への移行が可能な職種・作業（移行対象職種）は主務省令で定められており、2021年3月現在85職種156作業となっています。

※第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。

技能実習の区分と在留資格

	企業単独型	団体監理型
入国1年目（技能等を修得）	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習1号ロ」
入国2・3年目（技能等に習熟）	在留資格「技能実習2号イ」	在留資格「技能実習2号ロ」
入国4・5年目（技能等に熟達）	在留資格「技能実習3号イ」	在留資格「技能実習3号ロ」

技能実習生の入国から帰国までの流れ



※2021年3月現在の職種・作業数

4 技能実習生の受入れ

(1) 監理団体の許可制

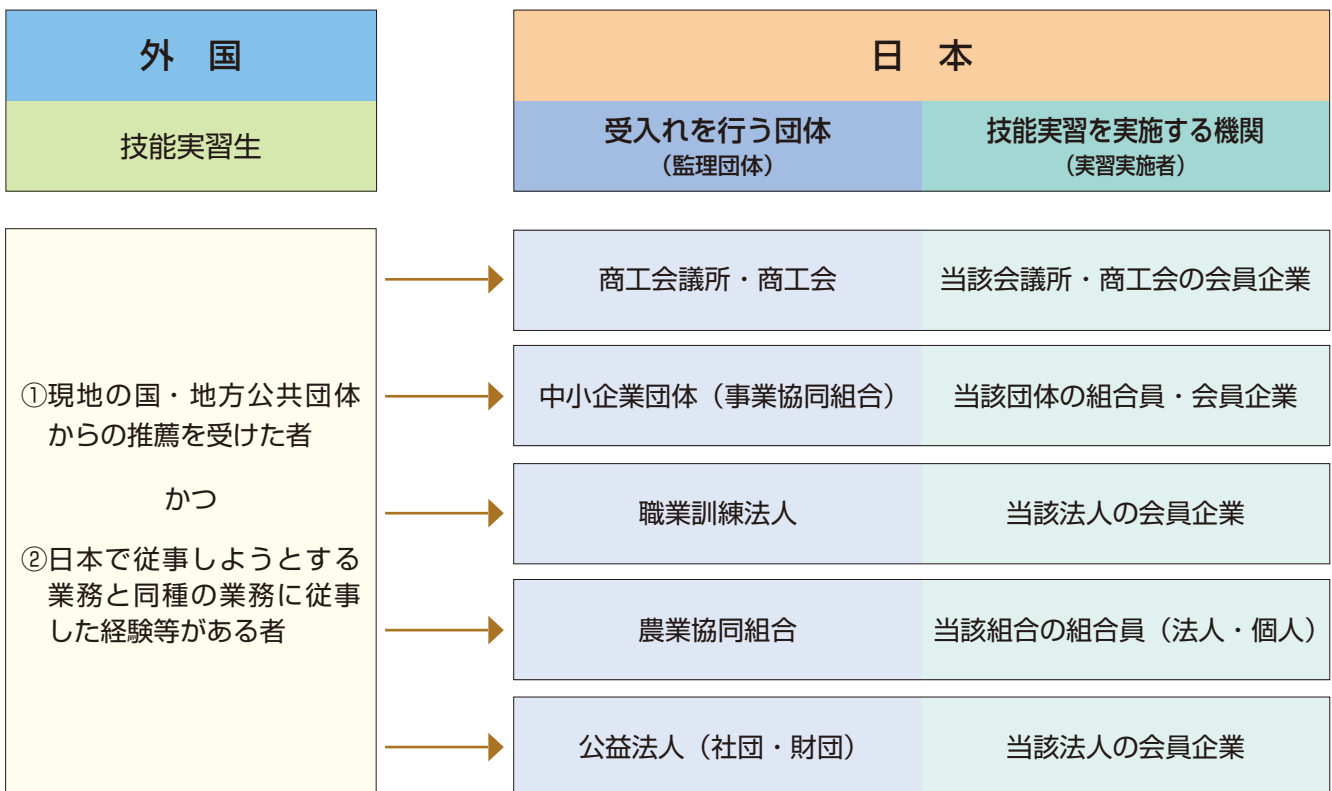
技能実習生の受入れは、受入機関の別により、「企業単独型」と「団体監理型」の2つのタイプがありますが、農業分野においては「団体監理型」による受入れとなります。

「監理団体」（農業協同組合や事業協同組合など）が受入れ、傘下の「実習実施者」（組合員・会員）で、技能実習を実施します（農業者や農業法人が直接受け入れることはできません）。

現行制度では、監理団体は許可制となり、主務大臣の許可を受けて監理事業を行うこととなりました。

監理団体の許可	<p>監理団体の許可には、「一般監理事業」（技能実習1号・同2号・同3号の受入れが可能）と「特定監理事業」（技能実習1号・2号の受入れに限定）の2つの区分があります。許可後も仮に違反があった場合は、改善命令や業務停止命令、許可の取消しの対象となります。監理団体の許可が取り消されると実習監理が継続できなくなり、許可の取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります。</p>
---------	---

(2) 技能実習生の受入れパターン（団体監理型）



(3) 技能実習生の受入人数枠

① 基本人数枠

会員企業（組合員）の常勤職員数	受入可能な人数枠
301人以上	常勤職員数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
30人以下	3人

ただし、常勤職員に技能実習生（1号、2号、3号）は含まない。また1号実習生は常勤職員の総数、2号実習生は常勤職員数の総数の2倍、3号実習生は常勤職員数の総数の3倍を超えることはできません。

② 団体監理型の人枠

第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良な実習実施者・監理団体の場合		
		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

③ 農業における常勤職員数の取扱い

農業における常勤の職員については、申請者である農家が個人事業主である場合にあっては、確定申告をした前年分の収支内訳書（農業所得用）のうち「事業専従者の氏名等」欄に氏名の記載があるかなどを確認するほか、当該専従者の就労状況について具体的な説明を求めた上で、外国人技能実習機構が常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。

5 技能実習生の活動 ……技能実習法及び労働関係法令等の保護の下に実習

(1) 技能実習生の在留資格 ……「技能実習」

「農業の外国人技能実習生」（以下、「技能実習生」）の活動は、①入国後 1 年目の技能等を修得する活動、② 2・3 年目の修得した技能等に習熟するための活動、③ 4・5 年目の習熟した技能等に熟達するための活動に分けられ、対応する在留資格は、それぞれ①「技能実習 1 号口」、②「技能実習 2 号口」、③「技能実習 3 号口」となります。

(2) 技能実習生の保護

「監理団体」の実習監理の下、「実習実施者（受入農業者・農業法人）」と技能実習生との雇用契約に基づいて、1 年目から技能実習法や労働関係法令の保護の下に技能実習が行われます（日本人労働者と異なり、労働基準法の一部適用除外はありません）。

(3) 技能実習 2 号・技能実習 3 号への移行 ……「在留資格の変更」

技能実習生は、技能実習 1 号や技能実習 2 号修了時に、「移行対象職種・作業」（5・15 頁参照）において、技能実習の公的評価システムである「農業技能実習評価試験（初級・専門級）」（14・22 頁参照）の合格をはじめとする所定の要件を満たし、在留資格変更許可を受けた場合、それぞれ技能実習 2 号・技能実習 3 号へ移行することができます。

この場合、技能実習生は、各在留資格とも同一の実習実施者や同一の職種・作業で修得・習熟・熟達に努めます。ただし、技能実習 3 号移行の際に、諸条件をクリアできれば、他の実習先（実習実施者）を選択できます。

農業分野における移行対象職種・作業は、耕種農業は「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」、畜産農業は「養鶏」「養豚」「酪農」の 2 職種・6 作業となっています（5・15 頁参照）。

(4) 技能実習期間 ……「最長 5 年間（4・5 年目は優良機関に限定）」

技能実習生の在留期間は、技能実習 1 号が 1 年以内、同 2 号・同 3 号がそれぞれ 2 年以内の、合わせて 5 年以内です。

6 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割

(1) 監理団体の役割

団体監理型の技能実習は、「監理団体の責任及び実習監理」の下に行われます。

監理団体は、技能実習計画に基づく実習実施者における、技能実習 1 号・同 2 号・同 3 号の全ての実習期間において、監理団体としての責任及び実習監理が求められます。また「優良な監理団体」（一般監理事業）には、受入期間の延長や人数枠の拡大が認められます（4・8 頁参照）。

監理団体に係る主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること。

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること。

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3カ月に1回以上）

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ア 技能実習の実施状況の实地確認 | イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること |
| ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談 | エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧 |
| オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認 | |

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

- ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。
- ④ 個人情報 の適正な管理のため必要な措置を講じていること。
- ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること。
- ⑥ 基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること。
- ⑦ 優良要件への適合<第3号技能実習の実習監理を行う場合>。
- ⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること。
- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収
 - ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと
 - ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること

(2) 実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割

実習実施者は、技能実習法等においてさまざまな受入基準や要件が定められており、技能実習制度の理念の下に、技能実習生が実効ある技能等を段階的に修得等できるよう取り組まなければなりません。

受入農業者・農業法人は、技能実習責任者の下に、技能実習生に技能等を修得等させる立場にあり、「人づくりという本来の目的」を忘れないで、認定技能実習計画に従って実施しなければなりません。優良な実習実施者には、受入期間の延長や人数枠の拡大が認められます（8・11頁参照）。

実習実施者に係る役割

- ① 事業所ごとに常勤の技能実習責任者を配置して総括管理し、実習開始後は速やかに外国人技能実習機構にその実施を届け出ること。
- ② 常勤の技能実習指導員及び生活指導員を事業所ごとに配置していること。
- ③ 技能実習計画を許可された監理団体の指導により作成し、外国人技能実習機構の認定を受けること。
- ④ 帳簿書類や技能実習日誌を作成して備え付け、技能実習終了後1年以上保存すること。
- ⑤ 技能実習生への賃金が、日本人と同等額以上であること、及び習熟度に応じてアップすること。
- ⑥ 1年ごとに実施状況報告書を外国人技能実習機構に提出すること。
- ※ 他に、技能実習生の宿舍確保、労災保険等の成立措置等。

(3) 優良な実習実施者・監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなります。

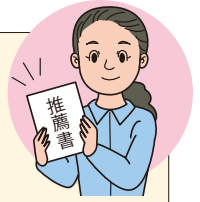
優良な実習実施者の要件	優良な監理団体の要件
<p>（満点 旧配点：120点、新配点：150点*） ※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 技能等の修得等に係る実績（70点） <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 *3級、2級程度については、実技試験の合格率 ② 技能実習を行わせる体制（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴 ③ 技能実習生の待遇（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較 ・技能実習の各段階の賃金の昇給率 ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点）） <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無 ⑤ 相談・支援体制（旧配点15点、新配点：45点） <ul style="list-style-type: none"> ・母国語で相談できる相談員の確保 ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績 ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録等 ⑥ 地域社会との共生（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・実習生に対する日本語学習の支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供 	<p>（満点 旧配点：120点、新配点：150点*） ※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点） <ul style="list-style-type: none"> ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率 ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴等 ② 技能等の修得等に係る実績（40点） <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等 *3級、2級については、実技試験の合格率 ③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点）） <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ④ 相談・支援体制（旧配点15点、新配点：45点） <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績等 ⑤ 地域社会との共生（10点） <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者に対する日本語学習への支援 ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

3 技能実習生の要件・在留手続

(1) 技能実習生の要件（責務と基準）

（責務）技能実習に専念し、技能等の移転に努めなければならない。

- ① 18歳以上であること。
- ② 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- ③ 修得した技能等を帰国後活用し、本国で農業に従事する予定があること。
- ④ 本国において農業に従事した経験を有すること、又は日本で実習する特別な事情があること。
- ⑤ 本国の国・地方公共団体等からの推薦を受けていること。
- ⑥ 第3号移行には、第2号修了後又は第3号開始後1年以内に1カ月以上の一時帰国をしていること。
- ⑦ 同じ段階の技能実習を過去に行っていないこと。



(2) 技能実習生の在留手続

① 査証（ビザ）の取得と上陸許可

技能実習生として日本に上陸しようとする外国人は、有効な旅券と査証を所持しなければなりません。査証は、在留資格認定証明書等を提示して日本の在外公館に申請します。そして、日本の空港・海港で、旅券、査証等を入国審査官に提示し、在留資格「技能実習1号」（在留期間は1年以内）とする上陸許可を受けて、初めて技能実習生としての活動ができます。

② 在留資格変更許可

技能実習1号から技能実習2号又は技能実習2号から技能実習3号へ移行しようとする技能実習生は、移行対象職種・作業に係る農業技能実習評価試験（初級、専門級）に合格し、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定を受けた上で、地方入管局に在留資格変更許可申請を行うことになります。この申請は、移行する技能実習計画の認定後、速やかに行わなければなりません。

③ 在留期間更新許可

技能実習1号（在留期間が1年未満の場合）や同2号及び同3号について、技能実習生は同資格の在留期限の範囲内で、在留期間の更新申請を地方入管局に行うことができます。この申請は、在留期限が満了する概ね1カ月前までに行わなければなりません。

④ 在留カード

2012年（平成24年）7月「新たな在留管理制度」が施行され、地方入管局で技能実習生に在留カードが交付され、在留カードをもらった外国人は、14日以内に自分が住んでいる市町村窓口に出向き、在留カードに「住居地」を記載してもらわなければなりません。又、資格変更等の許可に際して新規交付されます。

在留カードは常時携帯義務があり、出国・再入国については、「みなし再入国制度」が適用され、手続きも簡素化されました。

⑤ 途中帰国報告

技能実習生が、技能実習計画に記載された技能実習を満了した上で帰国する場合には、特段の報告は必要ありませんが、技能実習生が技能実習計画の満了前に帰国する場合、監理団体は技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、外国人技能実習機構に対し技能実習実施困難時届出書を提出する義務があります。

4

技能実習計画の作成と認定及び履行・確認

技能実習を行わせようとする場合、技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号のそれぞれの区分に応じた技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることが必要です。認定は、外国人技能実習機構が行います。

(1) 技能実習計画の作成

- ① 技能実習計画は監理団体の指導の下に実習実施者が作成します。
- ② 人材育成の観点を踏まえることが重要であり、技能実習生が効果的・効率的に技能等を修得等できるかは、技能実習計画次第であるといえます。
- ③ 技能実習生がステップごとに技能等の修得・習熟・熟達を図れるように、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載します。また実習実施予定表が、技能実習計画に必要です。
- ④ 技能実習計画には、技能実習のステップごとに修得状況等を確認するための、技能実習評価試験合格などの目標を記載する必要があります。



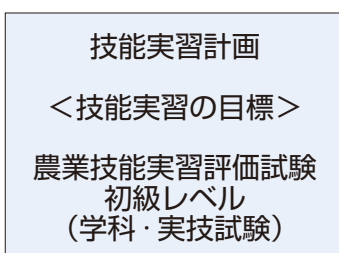
(2) 技能実習計画の認定

- ① 実習実施者（受入農業者等）は許可を受けた監理団体の指導の下に「技能実習計画」を作成して、外国人技能実習機構からその計画が適当であることの認定を受けなければなりません。
- ② また技能実習計画は技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号のそれぞれの区分に応じて作成する必要があります。
- ③ 軽微な変更を除き、技能実習計画を変更した場合も、変更の認定を受けなければなりません。
- ④ 認定計画に従って技能実習を実施していないなどの場合は、認定の取消の対象となります。認定が取り消されると、技能実習を行わせることができなくなるほか、取消の日から5年間は技能実習計画の認定が受けられなくなります。

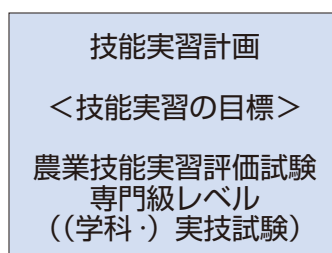
(3) 技能実習計画の履行と確認

- ① 技能実習は技能実習計画に基づいて確実に終期まで実施されなければなりません。実習実施者はこの技能実習計画に則って、技能実習生が着実に技能等の修得等ができるよう実行します。
- ② ステップごとの効果的な技能実習やその評価方法により、技能実習生が段階的に技能等の修得、習熟、熟達を図れるように、技能実習計画を履行することが重要です。
- ③ 技能実習生が技能実習計画に記載された目標を達成したことを評価するため、ステップごとに技能実習評価試験の受験が義務付けられています。

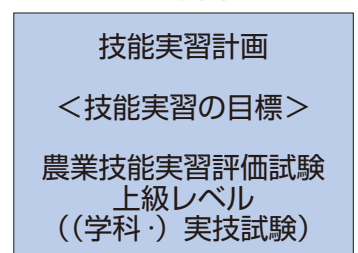
1年目



3年目



5年目



5 「技能実習計画」の作成にあたって

移行対象職種・作業については、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ条件に適合することが必要です。

- (1) **【必須業務】** 技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務。
- (2) **【関連業務】** 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。
- (3) **【周辺業務】** 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（(2)に掲げるものを除く。）をいう。

※それぞれ、従事させる時間のうちそれぞれ、業務の10分の1以上を安全衛生に係る業務に充てる。

【各作業時間の全実習時間に対する割合】

	全体計画に含まれる割合
必須業務	実習時間全体の2分の1以上
関連業務	// 2分の1以下
周辺業務	// 3分の1以下

【農業分野における業務の範囲の一覧】

職種名	作業名	作業の範囲
耕種農業	「施設園芸」	【必須業務】 施設園芸作業、安全衛生作業 【関連業務】 畑作・野菜作業、果樹作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「畑作・野菜」	【必須業務】 畑作・野菜作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、果樹作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「果樹」	【必須業務】 果樹作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、畑作・野菜作業、稲作作業、果樹作業の関連作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
畜産農業	「養豚」	【必須業務】 養豚作業、安全衛生作業 【関連業務】 飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜舎清掃作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「養鶏」	【必須業務】 養鶏作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用鶏生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「酪農」	【必須業務】 酪農作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用牛生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等

6 技能実習制度でできるようになったこと（2017年9月～）

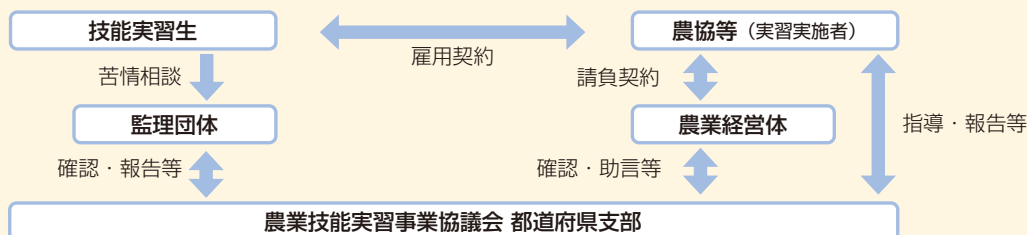
- (1) 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工の作業の実習を行うことができるようになりました。

例えば…

- 果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- 牛乳を原料としたチーズ等の製造

※加工作業への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。

- (2) 農協等が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができるようになりました。
(農作業請負方式技能実習)



※請負契約において、農業者（依頼者）の方が実習生に指示を行うことはできません。

※都道府県等の関与による一定の管理体制が必要です。

7 労働関係法令等の遵守

技能実習生には、日本人の労働者と同様に、わが国の労働関係法令等が適用され保護されます。また2017年(平成29年)11月から技能実習法が施行され、より一層の技能実習生保護が図られることになりました。

実習実施者は、労働関係法令の遵守をはじめとして、雇用関係に基づく適正な賃金の支払いや社会保険等への加入の必要があります。

農業に関しては、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定など、一部項目の適用除外がありますが、他産業並みの労働環境を確保するために、外国人技能実習制度では基本的に労働関係法令等の規定を遵守・準拠します(平成12年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」、平成25年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習生の労働条件の確保について」)。

※は、2019年4月から施行されている、働き方改革関連法による見直し。(⑧について、農業は2020年4月から適用)

① 雇用契約の締結（雇用条件書の交付）

技能実習生との間で、雇用契約を締結し、実習内容、労働時間、休憩時間、休日、賃金等については母国語を併記した書面の交付により明示する。

② 就業規則の作成

1事業所で常時10人以上の労働者を使用する農家等は、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出する。10人未満の農家等でも就業規則を作成するよう努める。

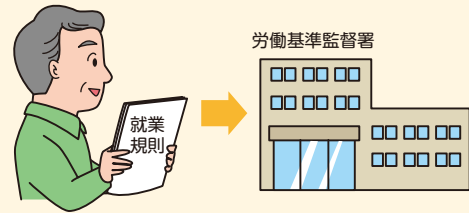
③ 強制貯金の禁止

労働契約に付随して貯蓄の契約、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

④ 賃金の適正な支払い

本人に直接、通貨で全額、毎月一定日に支払う。口座払いは書面による本人の同意が必要。通帳・印鑑・キャッシュカードは本人保管のこと。

宿泊費・光熱費等の控除額は、実費を超えてはならない。



⑤ 労働時間について

原則1日8時間、週40時間まで。変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをする。

※健康管理の観点から、すべての人の労働時間の状況を客観的に把握しなければならない。

⑥ 休憩について

労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分。

労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間。



⑦ 休日について

原則、毎週少なくとも1日。

年次有給休暇は、採用後6カ月以上、出勤8割以上で10日を付与。その後、1年経過毎に休日が増える。

※年5日の年次有給休暇の取得を、雇用者側に義務づけられた。

⑧ 時間外、休日、深夜の割増賃金

所定の手続きにより、法定労働時間の原則を超えて労働させることができるが、割増賃金を支払うことが必要（なお、農業の場合であっても深夜労働に関する割増賃金の規定は適用除外とならない）。

時間外労働：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

休日労働：通常労働日の賃金の計算額の3割5分以上

深夜労働（午後10時～午前5時）：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

※残業時間の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時の特別な事情がなければこれを超えることはできない。

⑨ 適正な宿舍の確保

技能実習制度運用要領の基準を満たすこと。

⑩ 社会保険（医療保険、年金保険）

法人経営の場合は健康保険・厚生年金が強制適用。個人経営の場合、健康保険・厚生年金保険、国民健康保険・国民年金のいずれかに加入すること。

脱退一時金の支給額計算に用いる支給上限月数の見直しが行われ、2021年4月から（同4月以降に年金の加入期間がある場合）、支給上限月数は現行の36カ月（3年）から60カ月（5年）に引き上げられます。

⑪ 労働保険（労災保険、雇用保険）

法人経営の場合は強制適用。常時5人未満の従業員を使用する個人経営は任意加入であるが、労災保険、雇用保険への加入が必要。

8

技能実習生の保護と罰則規定

(1) 技能実習生の保護

技能実習法では、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する罰則規定が定められています。また、技能実習生に対する母国語による相談や情報提供等、転籍の連絡調整を行うこととされています。

(2) 罰則規定等

罰 則	監 理 団 体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体 の自由を不当に拘束する手段によって 技能実習を強制する行為（46条）	労働基準法に同様の規定あり （5条）
6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	②違約金等を定める行為（47条1項） ③貯蓄金を管理する契約を締結する行為 （47条2項）	労働基準法に同様の規定あり （16条・18条1項）
	④旅券等を保管する行為（48条1項） ⑤私生活の自由を不当に制限する行為（48条2項） ⑥法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い（49条2項）	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

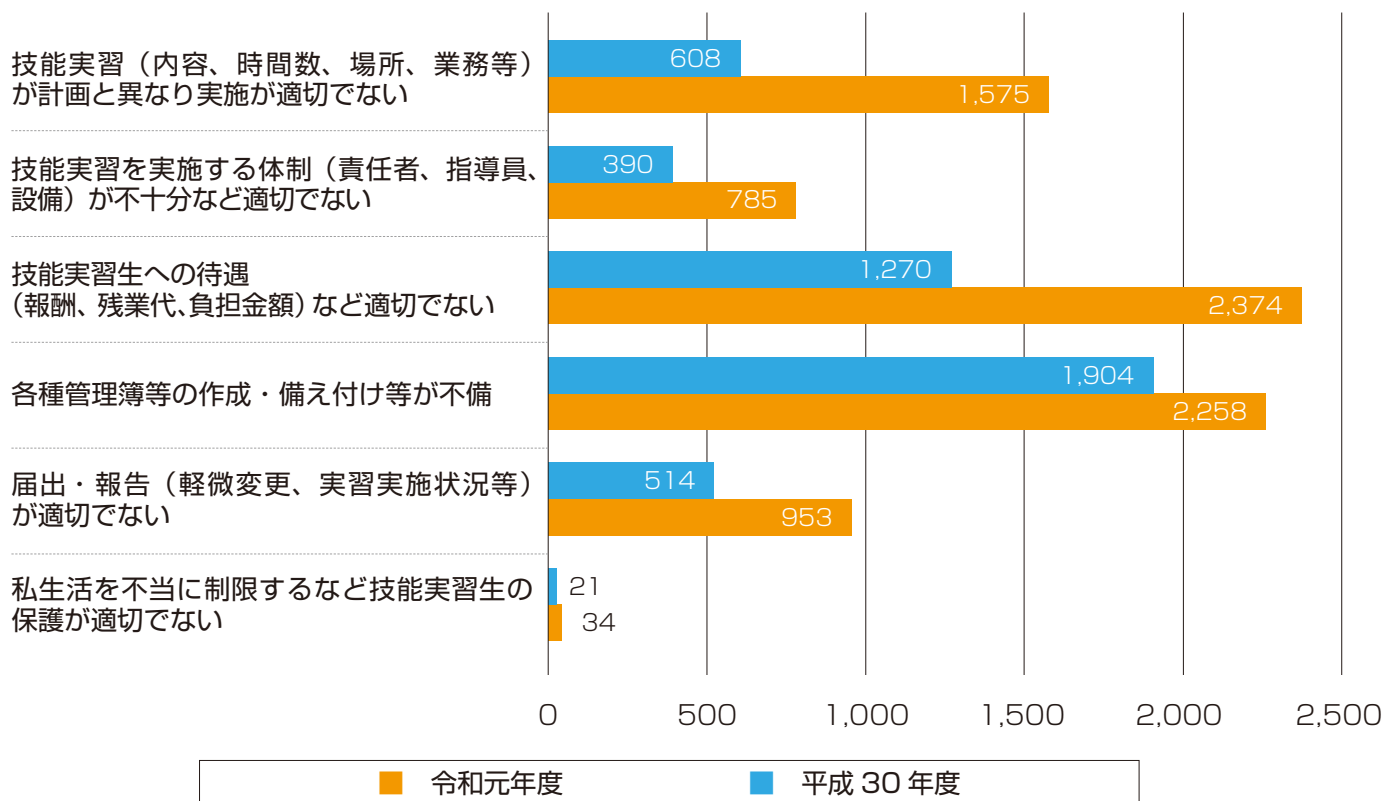
※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

(3) 旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

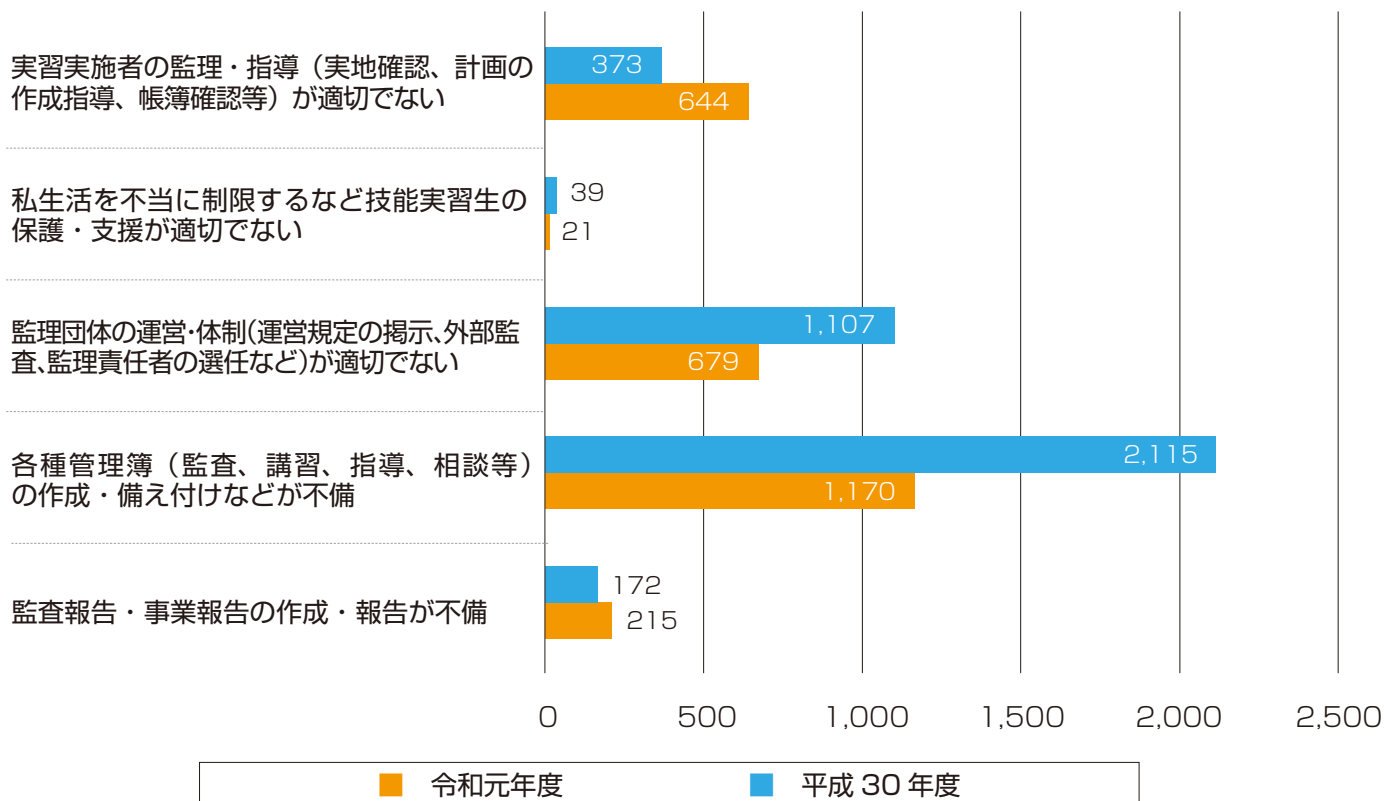
施行日前後にかかわらず、**旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当**し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ① 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、**受入れ停止期間を経過していないもの**が対象
- ② 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

実習実施者における主な違反指摘内容別件数



監理団体における主な違反指摘内容別件数



IV

外国人技能実習生受入れ実態調査における優良事例等

全国農業会議所では、平成27年度から3年間「外国人技能実習生受入れ機関適正化支援事業」（農林水産省補助事業）を実施しました。

同事業で収集した、現地調査における優良な事例を紹介します。

今後は、「農業技能実習事業協議会」等で優良事例を収集して共有し、国内外へ公表していきます。

1 現地調査による優良事例（抜粋）

現地調査対象の実習実施者は、技能実習生の受入れにやりがいを感じ、いずれも技能実習生には日本人と同様に接し、外国人であることに配慮して寛容に接することが、共通した考え方であった。現地調査項目別の優良な取組は以下のとおり。

(1) 技能移転の取り組み

技能実習生の母国の農業は、農産物の生育・収穫に対して細やかな神経を配っていないことに気づき、パッションフルーツはつたの扱い方一つで果実が傷つくことから、「農産物は商品」との意識で丁寧に指導した。技能実習生は農産物の商品価値や農作業の繊細さを理解した。（沖縄）

(2) 法令遵守の取り組み

実習実施者が、技能実習生への周知が必要な技能実習計画・労務管理の資料等を、技能実習生ごとに日本語と母国語のベトナム語に翻訳し、ファイルに整理し同機関に備え付け、技能実習生に周知していた。（九州）

(3) 労働時間の相互管理

実習実施者が、出勤簿を食堂付近に設置し、技能実習生が忘れずにサインできるよう配慮している。1日の終業時には、出勤簿を使用者と技能実習生の双方で確認していた。（北陸）

(4) モチベーションの向上

実習実施者が、実習現場において日本人と同等に接し、良い点は褒めることや、日本語能力向上に伴う資格取得や仕事への活用など、技能実習生のモチベーション向上に努めていた。（関東）

(5) 実習、生活両面についての技能実習生と実習実施者との相互確認

監理団体がチェックシートにより、巡回時等に実習実施者・技能実習生の双方が、実習・生活両面の注意事項について確認を行い、法令遵守等について自覚を促している。（九州）

(6) コミュニケーションの向上

実習実施者が、私生活面で実習後に技能実習生の相談に応じたり、技能実習生が子息の結婚式へ参加するなど、技能実習生の人権に配慮して、技能実習生のモチベーション向上に努めている。（北海道）

(7) 認識の共有と実習環境の改善

技能実習制度の趣旨を理解し、適切な運用を図るため、監理団体・実習実施者それぞれにおいて認識を共有し、制度の適正運用や実習環境等の工夫・改善に努めている。（共通）



新たな外国人材受入れ制度（特定技能）

2019年4月1日から施行されている、新たな受入れ制度「特定技能」について、以下の通り解説します。農業分野では、特定技能1号のみが施行されますが、多くの技能実習修了者からの移行が見込まれています。

■ 農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	特定技能制度 (改正出入国管理法)
在留資格	「技能実習」→ 実習目的	「特定技能1号」→ 就労目的
在留期間	最長5年 ※4年目の実習（第3号技能実習）を開始する前又は開始後1年以内に、1ヶ月以上帰国させる必要	通算で5年 (在留期間中の一時帰国可)
従事可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 耕種農業のうち「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 畜産農業のうち「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工・販売の作業の実習も可能	<ul style="list-style-type: none"> 耕種農業全般 畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬・陳列・販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」（一定の専門性・技能が必要） ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体	実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等 派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）

※農林水産省資料より抜粋

IV

農業技能実習評価試験（初級、専門級、上級）の概要

■ 「技能実習1号（1年目）」から「技能実習2号（2・3年目）」及び「技能実習3号（4・5年目）」へ移行するためには、（一社）全国農業会議所が実施する「農業技能実習評価試験」の「初級」及び「専門級」を受験し、合格しなければなりません。また、技能実習2号や同3号の修了時にも、「専門級」や「上級」の受験が義務化されました。

試験実施機関	（一社）全国農業会議所						
対象職種・作業 （2職種6作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕種農業……「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・ 畜産農業……「養豚」「養鶏」「酪農」 						
試験の方法と基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験科目……学科試験及び実技試験からなります。 ・ 使用言語……全て日本語で行います。初級、専門級、上級試験は、口語体ひらがな、分かち書き（語と語の間を開けた書き方）で、ヘボン式ローマ字（初級のみ）を併記します。初級のみ試験問題を読み上げます。 ・ 試験場……技能実習生の居住地等を勘案して決定します。 						
受験の申し込み	外国人技能実習機構に「受験申請連絡票」を提出してください。 （様式は外国人技能実習機構のホームページからダウンロードできます）						
受験料 （毎年度当初に決定）	15,400円（学科試験5,100円、実技試験10,300円）。なお、再試験に際しては、受験料以外に試験実施にかかる実費等を徴収することがあります。						
合格者等の決定	受験者に対しては試験結果通知書、合格者に対しては農業技能実習評価試験合格証明書を交付します。不合格者から希望があれば、学科試験、実技試験の再試験を1回に限り行います。						
欠席者の取り扱い	欠席の理由が健康上等、全国農業会議所が認めた場合に限り再試験を行います。						
試験問題 （初級、専門級、上級）の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学科問題……農作業における作物栽培管理、畜産管理、安全衛生等について、初歩的（初級）、基本的（専門級）、一般的（上級）な知識を有しているかを問います。 ・ 実技問題……各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできることを求めます。 						
	試験問題	耕種農業			畜産農業		
		施設園芸	畑作・野菜	果樹	養豚	養鶏	酪農
	学科	（耕種・畜産共通）日本農業一般（日本の地理、日本の栽培作物・畜産）					
		耕種農業一般・安全衛生			畜産農業一般・安全衛生		
実技	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 環境管理 4. 資材・装置の取扱 5. 栽培に関する作業 6. 安全衛生	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 資材の取扱 4. 栽培に関する作業 5. 安全衛生	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 種子・苗木の取扱 4. 栽培に関する作業 5. 安全衛生	1. 個体の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 安全衛生	1. 個体の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 生産物の取扱 5. 安全衛生	1. 器具の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 生産物の取扱 5. 安全衛生	

■ 詳しくは、全国農業会議所ホームページを参照ください。

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

■ 外国人技能実習機構 電話：03-6712-1523（代）

■ 監理団体部（監理団体の許可に関すること） 電話：03-6712-1923

■ 地方事務所・支所（技能実習計画の認定に関すること）

※【 】内は担当区域

● 札幌事務所【北海道】	電話：011-596-6470
● 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】	電話：022-399-6326
● 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】	電話：03-6433-9211
● 水戸支所（東京事務所）【茨城県】	電話：029-350-8852
● 長野支所（東京事務所）【新潟県、長野県】	電話：026-217-3556
● 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】	電話：052-684-8402
● 富山支所（名古屋事務所）【富山県、石川県、福井県】	電話：076-471-8564
● 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】	電話：06-6210-3351
● 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】	電話：082-207-3123
● 高松事務所【徳島県、香川県】	電話：087-802-5850
● 松山支所（高松事務所）【愛媛県、高知県】	電話：089-909-4110
● 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】	電話：092-710-4070
● 熊本支所（福岡事務所）【熊本県、宮崎県、鹿児島県】	電話：096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

■ 一般社団法人 全国農業会議所 電話：03-6910-1125

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

● 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	電話：011-330-8809
● 東北農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：022-221-6217
● 関東農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：048-740-0394
● 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：076-232-4238
● 東海農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：052-223-4620
● 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：075-414-9055
● 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：086-224-8842
● 九州農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：096-300-6375
● 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課	電話：098-866-1628
● 農林水産省経営局就農・女性課	電話：03-6744-2162

■「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

外国人技能実習機構 コールセンター 03-3453-8000、(公財)国際人材協力機構 電話03-4306-1100 (代)

■「農業技能実習評価試験」、農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは
一般社団法人 全国農業会議所 電話03-6910-1125 ginoujissyu@nca.or.jp

